

＜実施方針等に関する意見に対する回答＞

| No | 資料名      | 頁  | 章      | 節   | 細節 | 項目  | 項目名                           | 意見                                                                                                                                                                                                                                                  | 回答内容                                                                  |
|----|----------|----|--------|-----|----|-----|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1  | 実施方針     | 2  | 1.5.   |     | ソ  |     | 事業契約、事業契約書<br>契約保証金           | 契約保証金については施設整備業務は施設整備費の10分の1、維持管理・運営業務は維持管理・運営期間の1年度分金額の10分の1としていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                        | 募集要項等の公表時に示します。                                                       |
| 2  | 実施方針     | 8  | 2.2.1  |     |    |     | スケジュール                        | 個別対話の受付期限が9月4日(金)となっておりますが、質問回答日と同日となっているので、質問回答日の翌営業日(9月7日(月))としていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                      | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo18を参照してください。                                    |
| 3  | 実施方針     | 8  | 2.2.1  |     |    |     | スケジュール                        | 個別対話の受付期限が9月4日(金)とありますが、質問回答の内容を踏まえ、直接対話の内容を検討したため、9月8日(火)としていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                           | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo18を参照してください。                                    |
| 4  | 実施方針     | 8  | 2.2.1  |     |    |     | 個別対話の受付<br>期限                 | 個別対話の受込期限について、9月4日に質疑回答が公表される予定であることから、当該回答の内容を踏まえた上で個別対話を申し込みたいと考えております。つきましては、個別対話の受付期限を9月8日又は9日に変更していただくことは可能でしょうか。                                                                                                                              | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo18を参照してください。                                    |
| 5  | 実施方針     | 13 | 2.3.2. | (3) | イ  |     | 参加者の資格要件<br>調理設備企業            | 調理設備企業は全ての企業が全て要件を満たしていることとございますが、複数で構成の場合、イの要件についてはいずれか1者以上が満たしていることとしていただけないでしょうか。認めていただける場合は、参加表明時に入札参加資格申請の追加受付はいは11月の定期受付で申請をすれば資格要件を満たすようお願い致します。                                                                                             | 前段につきましては、「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo31を参照してください。<br>後段につきましては、認められません。    |
| 6  | 実施方針     | 13 | 2.3.2. | (4) | イ  |     | 参加者の資格要件<br>維持管理企業            | イの要件に対しまして、市内企業と限定せず、準市内企業等に緩和いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                          | 認められません。                                                              |
| 7  | 実施方針     | 18 | 3.2.   |     |    |     | (表)リスク分担保<br>(案)              | 運営・維持管理業務の物価変動指数は「福島県の最低賃金」にさせていただくことは可能でしょうか。その他の指数を採用される場合、実際の物価変動との乖離が発生している状況が散見されますのでご調整のほどよろしくお願い致します。                                                                                                                                        | 募集要項等の公表時に示します。                                                       |
| 8  | 実施方針     | 18 |        |     |    |     | 表 リスク分担保<br>(案)<br>No.14 物価変動 | 施設供用開始後の運営業務の労務費等の変動に伴う支払額の改定については、都道府県により最低賃金の変動差があるため、地域に合わせた改定の指標となるように厚生労働省による地域別最低賃金「福島」を指標としていただけないでしょうか。                                                                                                                                     | No7を参照してください。                                                         |
| 9  | 要求水準書案   | 1  | 1.2.2  |     |    |     | 要求水準の変更<br>手続き                | 事業契約書による支払金額の変更について、物価スライドに係る部分は、スタートは公告時、ゴールは竣工時にしていただきたく、ご検討をお願いします。また、物価スライド適用については、1%以上の物価高騰の場合は、物価スライド適用を希望いたします。                                                                                                                              | 募集要項等の公表時に示します。                                                       |
| 10 | 要求水準書案   | 1  | 1.2.2  |     |    |     | 要求水準の変更<br>手続き                | 事業契約書による支払金額の変更について、物価スライドの計算方法は、消費者物価指数等様々な数値を参考にすることが多いが、毎年10月の最低賃金改定の上昇率に合わせ10月から直ちに改訂を希望します。                                                                                                                                                    | 募集要項等の公表時に示します。                                                       |
| 11 | 要求水準書(案) | 3  | 1.3.2. |     | ア  | (オ) | 基本方針                          | 「近隣住民等への炊き出し等の対応が可能な移動式釜等の設備を導入する。」とありますが、こちらは別紙資料9.11ページにある備蓄倉庫の項目の移動式釜(1台と同じもので、非常時対応のための設備という認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                       | ご理解のとおりです。                                                            |
| 12 | 要求水準書(案) | 8  | 1.3.8. |     | イ  | (ア) | 献立方式                          | 小学校2献立、中学校1献立の内、小学校2献立における配送校の振り分けをご教示ください。また、事業期間中に小学校献立に中学校または、小学校献立に中学校が混在することはないという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                | 前段につきましては、「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo123を参照してください。<br>後段につきましては、ご理解のとおりです。 |
| 13 | 要求水準書(案) | 10 | 1.3.8  |     | キ  |     | 配送校及び学級<br>数等                 | 各学級の人数により食卓のサイズ、コンテナ数を計画するのに大きな影響があるため、各学校の学年毎の人数、学級数を開示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo73を参照してください。                                    |
| 14 | 要求水準書(案) | 14 | 2.2.2  |     | ア  | (ケ) | 設計・建設費の増<br>減額                | 本事業は施設整備が含まれていないため、建設費の増減額や内訳等の提示が難しいと考えますがいかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                | 設計業務の中で工事費内訳書の作成を求めています。                                              |
| 15 | 要求水準書(案) | 14 | 2.2.2  |     | イ  | (イ) | 調理設備、調理備<br>品の納入              | 本事業と別発注の建設工事で同一の調理設備企業が選定されない場合には、提案時の物品が納入できない可能性が考えられますがいかがでしょうか。                                                                                                                                                                                 | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo9を参照してください。                                     |
| 16 | 要求水準書(案) | 19 | 4.1.6. |     | オ  |     | 修繕・更新                         | 「建築物保守管理業務」、「建築設備保守管理業務」、「外構等保守管理業務」、「事務備品保守管理業務」に係る建築物、建築設備、外構、事務備品等について、事業期間中に故障又は破損したものに必要な修繕・更新等の方法は、事業者の提案によるものとする。ただし、これにかかる費用は、年間累計額200万円(税別、件数は問わない。)建築設備等の主な修繕・更新の表の中に調理設備も含まれていることから、調理設備保守管理業務も含まれる認識でよろしいでしょうか。                         | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo109を参照してください。                                   |
| 17 | 要求水準書    | 23 | 4.2.4. |     | ア  |     | 調理設備保守管<br>理業務                | 本事業の調理設備保守管理業務ですが、コンソーシアムで計画している調理設備に基づいた業務費積算となります。よって、別途の調理設備企業調達業務をコンソーシアムメンバーとは別の企業が受託した場合、保守管理業務費が全く異なってくることが懸念されます。調理設備保守管理業務を本事業(DO方式)から外していただけないでしょうか。                                                                                      | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo9も参照してください。                                     |
| 18 | 要求水準書(案) | 30 | 5.1.4. |     | オ  |     | 廃棄物処理業務                       | 運営の対象業務として求められている廃棄物処理業務とは、収集運搬及び処分業務は対象外という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                           | ご理解のとおりです。                                                            |
| 19 | 要求水準書(案) | 32 | 5.2.1  |     |    |     | 運営担当者                         | 運営業務責任者はより良い運営を行うために調理工程や調理内容についての理解や経験が有る者の配置が必要だと考えられますが、管理栄養士(または栄養士)の資格を有する者とする、とあります。運営業務責任者の資格については、調理師も可能としているケースが大半を占めております。調理師でも実務経験・調理技術・衛生面の知識等に遜色は無く、事業期間中より良い人材配置を継続的に行う選択肢を増やすために資格について、管理栄養士(または栄養士)又は調理師の資格を有する者の配置を認めていただけないでしょうか。 | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo118を参照してください。                                   |

＜実施方針等に関する意見に対する回答＞

| No | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節  | 項目 | 項目名                | 意見                                                                                                                                                                                                                                | 回答内容                                                                                           |
|----|----------|----|--------|---|-----|----|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20 | 要求水準書(案) | 32 | 5.2.1. |   |     |    | 運営担当者              | 運営業務責任者の配置基準が「管理栄養士」となっております。スキルと資格のバランスが取れないことが多く発生する危険があり、資格要件を整えるためにスキルがない者が配置されることも予想されます。また、責任者育成の観点からもスキルが高く幅広い人材に責任者に就いてもらうためにも、調理師を除外することは事業者の雇用選択肢を狭め、更には地元雇用にも影響することから調理師資格も要件に加えていただけないでしょうか。                          | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo118を参照してください。                                                            |
| 21 | 要求水準書(案) | 32 | 5.2.1. |   |     |    | 運営担当者              | 検収責任者は、運営業務総括責任者以外の責任者等と兼任でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                             | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo119を参照してください。                                                            |
| 22 | 要求水準書(案) | 34 | 5.3.1. | ア | (ア) |    | 食品検収・保管業務          | 事業者の対象業務として、検収業務がありますが、献立作成業務および食材の選定・調達業務が貴市である以上、貴市が調達する食材に対するリスクについて、事業者で負うことは出来かねます。ゆえに、検収補助しか担当できないものと思いますので、本事業では食材検収「補助」・保管業務としていただけないでしょうか。                                                                               | 原案のとおりとします。<br>また、「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo120も参照してください。                                          |
| 23 | 要求水準書(案) | 34 | 5.3.1. | イ | (ア) | f  | 当日納品ではないものへの処理について | 給食提供の前日作業について、本文中に「市の了承が得られた場合に限り、前日に添物の数量確認や仕分作業等を行うことを可とする」とありますが、「調味料の前日計量・準備作業」についても市の了承を得ることで実施可能でしょうか。                                                                                                                      | 可とします。                                                                                         |
| 24 | 要求水準書(案) | 38 | 5.3.1. | イ | (ケ) | a  | 配送・回収計画案の作成        | 事業者が配送・回収計画を作成すること。とありますが、別途、貴市が委託する給食配送企業から助言をいただくことは必須と考えますが、給食配送企業との打合せは可能でしょうか。                                                                                                                                               | 可とします。                                                                                         |
| 25 | 要求水準書(案) | 38 | 5.3.1. | イ | (ケ) | a  | 配送・回収計画案の作成        | 事業者が配送・回収計画を作成することとありますが、今現在は食器と食缶を同時に配送している状況でしょうか。新センターでも同様の配送方法を想定されていますでしょうか。<br>また現センターから各学校への到着時刻及び各学校でコンテナの積み下ろしにかかる時間をご教示ください。                                                                                            | 前段につきましては、「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo255を参照してください。<br>後段につきましては、「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo128を参照してください。 |
| 26 | 要求水準書(案) | 38 | 5.3.1. | イ | (ケ) | a  | 配送・回収計画案の作成        | 本事業で使用する配送車両の台数と車両サイズは、事業者が提案するコンテナサイズ・台数によって市または給食配送企業が配送車両を準備する理解ですが、事業者が初年度供用開始2ヶ月前に配送・回収計画を提出することになると、配送車両の台数・サイズが不明のため作成が出来ないと考えます。事業者への情報はいつ頃に共有されることを見込んでいますでしょうか。                                                         | 事業者選定後に協議します。                                                                                  |
| 27 | 要求水準書(案) | 38 | 5.3.1. | イ | (ケ) | a  | 配送・回収計画案の作成        | 運営事業者が提案するコンテナの寸法に合わせて、市が別途発注する配送企業に対し、車両荷室の内法寸法や固定装置の仕様を義務付けるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                     |
| 28 | 要求水準書(案) | 38 | 5.3.1. | イ | (ケ) | a  | 配送・回収計画案の作成        | 運営事業者が決定したコンテナ仕様が、後に決定する配送企業の「車両調達要件」に反映されない場合、積載効率の低下や配送台数の不足が生じ、「加熱終了後2時間以内の喫食」が達成できなくなるリスクがあります。このような、運営事業者が制御できない配送企業に起因する遅延やコスト増については、運営事業者は責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。                                                          | 基本的にご理解のとおりですが、事象により判断します。                                                                     |
| 29 | 要求水準書(案) | 38 | 5.3.1. | イ | (ケ) | a  | 配送・回収計画案の作成        | ①提案書作成段階から、配送計画案(仮)の提示が求められるか否かにつきまして、確認させていただきたく存じます。<br>②あわせて、市が選定予定(または検討中)の配送業者が使用予定である「車両のサイズ・台数」や「配送員の人数」といった具体的なスペック情報をご提示いただくことは可能でしょうか。<br>③また、現段階での開示が難しい場合におかれましては、事業者選定後や開業準備期間中など、いつ頃の公表予定となるかにつきましてもご教示いただけますと幸いです。 | ①につきましては、提案の要否も含めて募集要項公表時に示します。<br>②③につきましては、No26を参照してください。                                    |
| 30 | 要求水準書(案) | 38 | 5.3.1. | イ | (ケ) | a  | 配送・回収計画案の作成        | 校内通路の状況上、車両の切り返しやバックが必要となる場合、安全確認等で作業時間が伸び、配送計画全体に影響する場合がございます。<br>つきましては、各配送先学校の校内状況(搬入口サイズ、荷降ろし場所の屋根の有無、車庫・車高制限、敷地内の動線分離ルール等)に関する資料(写真・図面等)をご提示いただくことは可能でしょうか。<br>また事業者向け学校見学会の実施の有無についてもご教示いただけますと幸いです。                        | 前段につきましては、「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo235を参照してください。<br>後段につきましては、「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo127を参照してください。 |
| 31 | 要求水準書(案) | 38 | 5.3.1. | イ | (ケ) | c  | 配送・回収計画案の作成        | 給食開始及び終了時刻に支障のないように配送・回収計画案を作成するとともに、調理を行うこととありますが、午前中は喫食開始時間の30分前までに到着を目標として配送計画を作成すればよいという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                         | ご理解のとおりです。                                                                                     |
| 32 | 要求水準書(案) | 38 | 5.3.1. | イ | (ケ) |    | 配送・回収計画案の作成        | 給食配送・回収業務は別途市が発注する給食配送企業が実施とありますが、配送車両の台数決定や調達は配送企業が行う、という理解でよろしいでしょうか。<br>パワーゲート車を調達する予定はありますでしょうか。                                                                                                                              | 前段につきましては、ご理解のとおりです。<br>後段につきましては、現時点では未定です。                                                   |
| 33 | 要求水準書(案) | 39 | 5.3.1. | ウ | (ア) |    | 食数調整業務             | 貴市から示される、年間の学校ごとの喫食日と4月分食数は、紙面またはデータのどちらになりますでしょうか。                                                                                                                                                                               | データでの送付を想定しています。                                                                               |
| 34 | 要求水準書(案) | 39 | 5.3.1. | ウ | (ア) |    | 食数調整業務             | 各配送校から翌月分の食数発注書を事業者が受領し、確認すること、と記載されていますが、各配送校から事業者への食数発注書はどのような手段で行うことを想定しておりますでしょうか。(例：e-mail等)                                                                                                                                 | e-mailによります。                                                                                   |
| 35 | 要求水準書(案) | 39 | 5.3.1. | ウ | (ア) |    | 食数調整業務             | 各月の予定給食数について、事業者から貴市への報告はどのような手段で行うことを想定しておりますでしょうか。(例：e-mail等)                                                                                                                                                                   | e-mailによります。                                                                                   |
| 36 | 要求水準書(案) | 39 | 5.3.1. | ウ | (ア) |    | 食数調整業務             | 食数調整業務を実施する際に必要なシステムや必要となる機械、必要な環境などがございましたらご教示ください。                                                                                                                                                                              | 特に想定はなく、提案に委ねます。<br>なお、市では献立作成や発注管理を行うシステムについて、クラウド環境で動作するシステムの導入を検討しています。                     |

＜実施方針等に関する意見に対する回答＞

| No | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節 | 項目  | 項目名 | 意見              | 回答内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                |
|----|----------|----|--------|---|----|-----|-----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 37 | 要求水準書    | 39 | 5.3.1. |   | 力  | (イ) | a   | 食器・食缶等保守管理業務    | 本事業において、食器、食缶、調理備品等の調達は事業外となります。事業内で調達しないものの更新費を算出するのは難しいため、保守管理業務を本事業(DO方式)から外していただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 本事業において、食器、食缶、調理備品等の調達は事業外となりますが、実際に調達する備品類は本事業に参画している調理設備企業の設定している厨房機器類を採用する予定です。<br>「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo9も参照してください。                                                        |
| 38 | 要求水準書案   | 40 | 5.3.1  |   | 力  | (イ) | c   | 食器・食缶等保守管理業務    | 食器、食缶、配膳器具、食器かご類は期間中更新回数が1回と明記されておりますが、補充を含める場合は、上限がありません。そのため、リスク回避ため、事業者側は高く見積もります。実情に合わせ、1回転補充までは事業者、それ以上は自治体の負担などにていただくと、無駄がなく、安価な応札が可能です。ご検討ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 募集要項等の公表時に示します。                                                                                                                                                                |
| 39 | 要求水準書(案) | 43 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | c   | 自主事業実施事業者について   | 自主事業を実施する構成員とありますが、協力企業や下請け企業が自主事業実施事業者として参画することはお認め頂けるものでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 不可とします。                                                                                                                                                                        |
| 40 | 要求水準書(案) | 43 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | c   | 自主事業について        | 本件施設(研修室や調理実習室等)やICTを活用して、自らの企画・主催による食育推進に資する自主事業(各種教室、講座等)を実施することができるものとあります。給食調理エリアの利用も認められるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo135を参照してください。                                                                                                                                            |
| 41 | 要求水準書(案) | 43 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | c   | 自主事業について        | 自主事業は、本施設を地域へ開放することや、長期休暇時の施設の有効活用に資するものであるとあります。地域開放や長期休暇時の施設の有効活用等について具体的なイメージがありましたらご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 物価高騰等を背景とした生活困窮の深刻化により、夏季休業期間中におけるこどもの健康や生活環境の悪化、食事機会の確保に対する懸念が一層高まっています。<br>これを受けて、新給調における自主事業は、市としては長期休暇時の施設の有効活用に資するものであると同時に、食のセーフティネットとしての役割を果たすことができるような事業であることを期待しています。 |
| 42 | 要求水準書(案) | 43 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | c   | 自主事業について        | 自主事業実施事業者が自主事業を実施する際の使用料は「いわき市行政財産使用料条例(昭和44年条例第27号)」の規定に基づくものとする、とありますが、自主事業を行う場合には本件施設の一部または全部をお借り出来るという理解でよろしいでしょうか。公益性の高い事業とした場合は、減免の対象となることはありませんでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 前段につきましては、「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo135を参照してください。<br>後段につきましては、別途協議することとします。                                                                                                       |
| 43 | 要求水準書(案) | 43 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | c   | 自主事業について        | 自主事業の終了時には付帯事業の設備、備品等を速やかに撤去することとなっていますが、自主事業実施事業者の持ち込み設備、備品があった場合のみ撤去するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                     |
| 44 | 要求水準書案   | 44 | 5.3.1  |   | ク  | (イ) | d   | 配食サービスの提供方法について | 「配食サービス」の必要性については十分理解しております。しかしながら、本事業の給食センターは学校給食を食缶方式で提供することを前提に計画・設計されており、施設配置、設備構成及び運営動線も食缶方式に最適化されているため、弁当方式で発生する個別盛付や容器管理などにおいて衛生的および合理的な運営が困難となる可能性があります。また、使い捨て容器を使用することで、学童施設での保管時間の長期化や食べ残しの持ち帰り、自宅での再喫食など、給食センターが管理できない工程が発生することで、食品安全上のリスクや責任分界点が不明確になることも懸念されます。本事業は、実施方針P18にも記載があります通り、市と事業者での適正なリスク分担が前提で、リスクを最も管理可能な主体が負担することが原則であり、事業者が管理できない範囲のリスクまで負担することは適切なリスク分担とは言えません。そのため、配食サービスの提供方法は、弁当方式に限定せず、既存施設を有効活用でき、衛生管理及び責任範囲も明確な食缶方式も含め事業者提案に委ねていただくなど、柔軟に検討いただけますようお願いいたします。 | 「使い捨て弁当容器を使用し、個別に氏名を記入したシールを貼り付ける『など』と、『など』としており、弁当方式に限定するものではありません。この記載の趣旨は、「配布時に注文者がわかるようにする」ことです。                                                                           |
| 45 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | d   | 配食サービスについて      | 注文の受付・利用料の徴収は、学童保育施設との連携のもと、事業者が直接行うとありますが、対象は新給食共同調理場周辺地区の学童保育施設(放課後児童クラブ)に限定してもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo138を参照してください。                                                                                                                                            |
| 46 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | d   | 配食サービスについて      | 新給食共同調理場以外の外部の工場等で調理された弁当を自主事業として提供することは公共性がないため認められないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                     |
| 47 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | d   | 配食サービスについて      | 自主事業実施事業者が調達した食材で、万が一食材由来の食中毒が生じた場合の給食センター休場等に係るリスク分担はどのようになりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 事業者負担となります。                                                                                                                                                                    |
| 48 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | d   | 配食サービスについて      | 実施期間は長期休業期間中の月曜日から金曜日(お盆、年末年始等除く)とありますが、新給食共同調理場は設備が多く維持管理業務もあるため春休みや冬休みは期間が短く配食サービス提供が難しいのではないかと考えられます。夏休み期間に限定してもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 可とします。                                                                                                                                                                         |
| 49 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | d   | 配食サービスについて      | 献立の作成、食材の調達は事業者が行うとありますが、学校給食の人気メニューをご提案してもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 可とします。                                                                                                                                                                         |
| 50 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | d   | 配食サービスについて      | 使い捨て弁当容器を使用し、個別に氏名を記入したシールを貼り付けるなど、配布時に注文者がわかるようにするとありますが、食器食缶や学校給食の調理設備等を利用した学校給食方式で配食サービスの提供をご提案してもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | No44を参照してください。                                                                                                                                                                 |
| 51 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1. |   | ク  | (イ) | d   | 配食サービスについて      | 「利用料は、利用しやすい金額とする」とありますが、具体的に想定している金額の範囲をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 想定はありません。提案に委ねます。                                                                                                                                                              |
| 52 | 要求水準書(案) | 45 | 5.3.2. |   | イ  |     |     | 食品検収指示業務        | 当日朝納品の「生鮮野菜」と前日までに納品の「地産野菜」の種類をご教示ください。また、各種野菜の納品形態も併せてご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現時点では未定です。                                                                                                                                                                     |
| 53 | 要求水準書    | 50 | 7.2.1. |   |    |     |     | 設計報告書           | 設計報告書の提出が「月2回(協議により変更する場合もある。)」とありますが、報告資料を作成する作業に追われることになるため、「月1回(協議により変更する場合もある。)」とした方が良いと考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 募集要項等の公表時に示します。                                                                                                                                                                |

＜実施方針等に関する意見に対する回答＞

| No | 資料名   | 頁   | 章      | 節   | 細節 | 項目  | 項目名                     | 意見                                                                                                                                                                                                                               | 回答内容                                                                      |
|----|-------|-----|--------|-----|----|-----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 54 | 資料5   |     |        |     |    |     | 手作り給食の内容                | 手作り給食は、同時に2献立発生することはありませんでしょうか。                                                                                                                                                                                                  | 現時点では同時に実施することは想定していません。                                                  |
| 55 | 資料6   |     |        |     |    |     | 想定献立表(案)                | 揚げた食材を回転釜でたれと絡めて配食する献立はありますでしょうか。                                                                                                                                                                                                | 資料6の想定献立には記載してありませんが、酢豚やレバーの南蛮づけ、大学芋やみそかんぷらなど、揚げた肉や芋などを入れる献立を作りたいと考えています。 |
| 56 | 要求水準書 | 資料9 | 1.2.1. | (1) |    |     | 市が想定している本件施設の施設性能汚染作業区域 | 洗浄室の食器洗浄機は食器洗浄機は浸漬槽付とございますが、貴市に対して優位性がある他のシステムであれば提案は可とするように緩和いただけないでしょうか。                                                                                                                                                       | 当市ではご飯茶碗の洗浄が必要なため、浸漬槽付きの洗浄機が必要だと考えているが、それよりも優位性のあるシステムがあれば、原案のとおり提案を認めます。 |
| 57 | 資料9   | 15  |        |     |    |     | 配送員用休憩室                 | 配送校数を踏まえると配送員及び添乗員等を含めると20名以上は使用されることが想定されます。使用する人数や使用用途により必要設備、備品、面積の前提条件が大きく変わるため、配置計画、本施設の面積に影響します。設置場所について本施設内に設置か別棟で設置することが望ましいのか市のお考えをご教示ください。                                                                             | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo223を参照してください。                                       |
| 58 | 資料9   | 32  | 1.3.8  |     | ウ  | (エ) | 汁用食缶                    | 汁用食缶の容量が16リットルと記載がありますが、中学校の35人学級などの採用によって、食缶の必要容量は減っています。汁碗の容量が415mlのため、実容量6割250ml、担任副担任を含め、37食分とすると、9.2リットルとなります。10リットルもしくは、14リットル程度で良いのではないのでしょうか。大きすぎる食缶は、コンテナ積載、配送効率に影響しますので、再考ください。                                        | 「実施方針等に関する質問に対する回答」のNo.245、No.247を参照してください。                               |
| 59 | 資料9   | 32  | 1.3.8  |     | ウ  | (エ) | トレイ                     | トレイの備考欄に「PP製」と記載がありますが、耐久性、耐熱性に優れているため、他の学校給食施設で多く使用される「FRP製」でもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                        | 可とします。                                                                    |
| 60 | 資料11  |     |        |     |    |     | 現在使用しているコンテナのサイズ・数量     | 資料11によると、既存施設では、配送校の小荷物昇降機にそのまま積載可能なコンテナを使用されているようですが、小荷物昇降機に積載できる小型コンテナは、収納クラス数が少なくコンテナ台数が多くなります。学校に小荷物昇降機がある自治体でも、大きなサイズのコンテナで配送し、学校で配膳台に食器食缶を車寄せ換え、各階に運ぶ方式を取られている場合もございます。コンテナ台数や運搬に伴う配送車両の合理化のため、既存の方式に縛られない提案の受け入れをご検討ください。 | 記載のような提案も可とします。                                                           |
| 61 |       |     |        |     |    |     |                         | 図面検討の上で必要となるため、敷地のCAD図ご提供いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                            | 可能です。                                                                     |
| 62 |       |     |        |     |    |     |                         | 図面検討の上で必要となるため、敷地の標高差がわかる資料をご提供いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                      | 敷地測量図の提供は可能です。断面図の提供は不可となります。                                             |
| 63 | 意見    |     |        |     |    |     | 協定上、契約上の過度な連帯保証         | 現在、市で基本協定書案や各契約書案を検討中と認識しております。その内容において、実施した業務品質の劣化に起因して、市が事業者に損害賠償請求をする場合の責任負担として、事業者グループ全体に過度な連帯保証を設定しないようお願い申し上げます。当該事象が発生した事由の如何を問わず、帰責先以外の企業に損害賠償を求償できるような条項が設定されますと、本事業への参加が困難となる場合が想定されます。                                | 募集要項等の公表時に示します。                                                           |